

(2)阿部五一前議長への公開質問状

平成22年11月27日
多賀城市議会議員 中村善吉

貴殿の平成12年から、特に、平成19年から20年の議長時代及び今年3月10日及び11日の議運での憲法や教科書認識に疑問がありますので、下記の公開質問をさせて戴きます。宜しくお願い致します。

記

- (1) 通告文の検閲や強制変更、議場での発言停止命令、更に「多賀城市議会だより」原稿の無断削除等、本市議長の議事整理権（職権）に憲法以上の法的根拠があるか。
※県庁・上位機関の見解は「議長の議事整理権(職権)は憲法の範囲内」、判例もない。
- (2) 菊地昭吾教育長の適切答弁なし（教科書採択作業内容の説明責任や結果説明責任なし）についてどう評価するか。
- (3) 教育長が採択した現行歴史教科書の内容について
 - 1) 東書と自由社教科書の記述内容差を説明して戴きたい。
 - 2) 昭和57年に導入された、近隣諸国条項の功罪は何か。
 - 3) 松井石根将軍の名誉回復の為と元自衛官幹部の立場で) ハーグ国際条約による、南京攻略時の国民党軍捕虜兵の人数は。(写真一1参照)
 - 4) 昭和40年に大場町長が建立された英魂碑には317柱合祀されていますが、その英霊達は、現行歴史教科書の東書ではどのように評価されるか。
(次ページ写真一2参照)
- (4) 議運での発言等について
 - 1) 委員に一議員の発言を検閲、削除させる権限があるか。
 - 2) 中村議員の主観的発言云々の根拠はどこにあるか。
 - 3) 新人議員の板橋議員、寺澤議員の歴史教科書への理解度は如何程であったか、説明されたか。

なお、“教科書問題は凍結だよ・・・を条件に会派復帰した、2回とも云々”、とありますが、自分（他人）の議員活動に制限を加える（違憲）約束はしません。教科書に関する一般質問は、毎回4年に1度なので、その採択時の前後が主で、その必要がなかっただけです。

以上、書面にての回答期限は平成22年12月26日必着とします。回答なき場合は、更なる広報活動に移ります。

以上

この公開質問状は、謹んで大先輩「宮城ビジョンの会」前代表世話人 元多賀城駐屯地司令 故 飯澤耕作 閣下に捧げます。



写真一1 興亜観音像（左：全身像）

興亜観音像は、昭和15年（1940年）2月、陸軍大将・松井石根 [まつい・いわね] の発願によって、日中戦争での日中両軍の戦没者を「怨親平等」に、等しく弔慰め、供養するために、静岡県熱海市伊豆山の中腹に、建立されたものです。

露立ての観音像は、日中戦争で激戦地となった大場鎮 [だいじょうちん]、南京地域の「戦場の土」を取り寄せ、製作されました。

高さ3.3メートル。合掌印の観音像は、温容をたたえ、慈しみのまなざしで、はるか中国大陸南京の地に向かって、静かに祈り続けています。（広報資料より抜粋）

現行歴史教科書では、以上のことを、知る由もありません。正しい歴史は教えませんから！



写真一2 英魂碑

昭和40年、大場町長が建立された英魂碑には、多賀城出身の317柱が合祀されています。